

○ 公立大学法人新見公立大学役員報酬規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人新見公立大学(以下「法人」という。)の理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第 2 条 役員報酬は、常勤役員については、年俸及び通勤手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。ただし、職員が役員を兼ねるときは、役員報酬は、支給しない。

(年俸の額)

第 3 条 常勤役員の年俸額は、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 理事長 14,220,000 円以下で理事長が定める額

(2) 理事 6,984,000 円以下で理事長が定める額

(年俸の支給)

第 4 条 新たに常勤役員となった者には、その日から年俸を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任されたときには、その日までの年俸を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職したときには、その月の末日までの年俸を支給する。

4 常勤役員が業務上若しくは通勤による負傷又は疾病以外の事由により連続して 90 日以上勤務しなかったとき(以下「休職期間」という。)は、休職期間が 90 日を超える日から年俸額の 100 分の 80 を支給するものとする。

5 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により年俸を支給する場合における日割り計算の方法については、[公立大学法人新見公立大学職員給与規程\(平成 22 年規程第 43 号。以下「給与規程」という。\)](#)の規定を適用する。

(年俸の支払方法)

第 5 条 常勤役員の年俸は、年俸の額を 12 で除して得た額を毎月支給する。ただし、3 月にあつては、年俸額からその年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

2 常勤役員報酬からの控除については、[給与規程](#)の規定を準用する。

(報酬の支給日)

第 6 条 常勤役員報酬の支給日は、[給与規程](#)に定める職員の例によるものとする。

2 非常勤役員手当の支給日は、[公立大学法人新見公立大学臨時職員就業規則\(平成 22 年規則第 4 号\)](#)に定める臨時職員の例によるものとする。

(通勤手当)

第 7 条 通勤手当の支給に関しては、[給与規程](#)の適用を受ける職員の例による。

(非常勤役員手当)

第 8 条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

(1) 理事 日額 19,000 円

(2) 監事 日額 19,000 円

2 非常勤の役員には、通勤に要する費用を[公立大学法人新見公立大学職員旅費規程\(平成 22 年規程第 48 号\)](#)の例に準じて支給する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。